

平成25年度調達価格及び  
調達期間に関する意見

平成25年3月11日（月）  
調達価格等算定委員会

# 平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見

## 目次

I. はじめに	1
II. 基本方針	1
III. 分野別事項	2
1. 太陽光	2
(1) 10kW未満	2
(2) 10kW以上	4
2. 風力	10
(1) 20kW以上	10
(2) 20kW未満	10
(3) 洋上風力	11
3. 地熱	12
4. 中小水力	13
5. バイオマス	15
(1) 木質バイオマス（未利用木材、一般木材、リサイクル木材）	15
(2) 廃棄物系バイオマス	16
(3) メタン発酵バイオガス	17
IV. 結論	18

## I. はじめに

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、単に「法律」という）第3条第5項の規定に基づき、平成25年度調達価格及び調達期間について、以下の通り、意見をとりまとめた。経済産業大臣におかれては、本意見を尊重して調達価格及び調達期間を定められるとともに、パブリックコメント等を実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をされる場合は、事前に調達価格等算定委員会の意見を聴くように求める。

なお、法律において、調達価格及び調達期間については、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定めることとされている。これは、電気の供給に必要となる費用の低減を勘案し、賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものにならないよう配慮しているものである。一方で、再生可能エネルギー発電事業者にとり、可能な限り予測可能性を持たせ、事業計画を立案しやすくすることが再生可能エネルギーの拡大のためには、重要である。このため、調達価格等算定委員会として、どのような考え方で、平成25年度調達価格の意見集約に至ったかを明らかにすることで、再生可能エネルギー発電事業者の事業の予測可能性を向上させたい。このような意図から、以下、意見集約に当たって、調達価格等算定委員会として、合意した考え方を記す。

## II. 基本的方針

- 平成24年度調達価格の算定の際は、事業者団体や個別の事業者からヒアリングを実施し、そこで提示された数値を基礎にした。
- しかし、固定価格買取制度の施行後は、制度の適用を受け再生可能エネルギー電気の供給を開始した設備については、法令に基づく義務として、経済産業大臣に実際に要したコストデータが提出されることとなった。また、経済産業省においては、提出されたコストデータに虚偽の記載があった場合には制度の適用を取り消す旨の注意喚起を行うなど、データの信頼性確保にも最大限の配慮を行っている。
- したがって、平成25年度調達価格の算定に当たっては、以上により収集されたデータを用い、①平成24年度調達価格の算定に当たって基礎とした諸元の妥当性について改めて確認するとともに、②コストの下落が確認された場合には、これを調達価格に適切に反映する、との点を基本的な方針とした。

### Ⅲ. 分野別事項

#### 1. 太陽光

##### (1) 10kW未満

###### ① システム費用

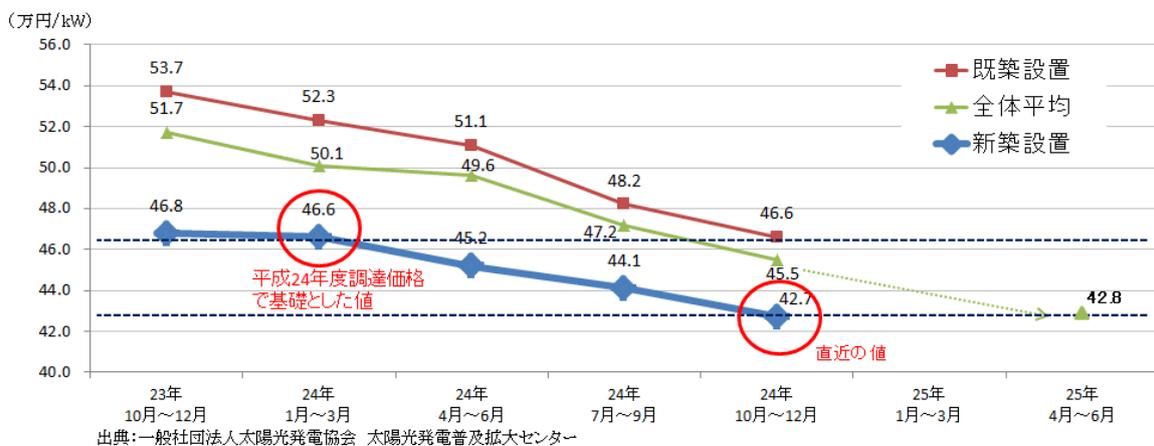
- 平成24年度調達価格の算定に当たっては、システム費用(太陽光パネル、パワコン、架台、工事費を含む価格をいう。以下同じ。)について、住宅用太陽光補助金制度の交付決定のデータを基に、新築住宅設置の平均の、その当時の最新データ(平成24年1月-3月期の交付決定データ)である46.6万円/kWを、算定の基礎として採用した。

(注) なお、「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」では、本費用項目を「建設費」と記載していたが、当該費目に含まれる項目が不明確になるおそれがあるため、今回から「システム費用」と記載することとし、太陽光パネル、パワコン、架台、工事費が含まれるものであることをより明確にした。

- 現時点の最新データ(平成24年10月-12月期の交付決定のデータ)では、新築住宅設置の平均の当該データは、市場の創造等に伴い、42.7万円/kWにまで下落しているが確認された。
- 一方で、太陽光発電のシステム費用がこのように下落しつつある現状に鑑みると、現時点で利用可能な最新データではあるが、平成24年10月-12月期のデータでは、平成25年度調達価格の算定の基礎とするには高すぎることにならないかとの指摘が委員の一名からあり、この点について討議を行った。
- この点については、以下2点の理由より、42.7万円/kWを採用することで妥当と判断し、委員会として合意した。
  - 第一に、平成24年度調達価格の算定の際は、当該時点で利用可能な最新データ、すなわち、平成24年1月-3月期の交付決定のデータを算定の基礎として採用しており、制度施行後1年も経過しないうちに、算定の基礎とする考え方を変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。
  - 第二に、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、平成24年度調達価格の算定の際は、住宅用太陽光発電のシステム費用の中でも、コストが低い「新築住宅設置」の場合のコ

ストを採用した。しかしながら、「既築住宅設置」の場合のコストは、これより高いため、住宅用太陽光発電全体のシステム費用の「平均値」は、平成24年10月～12月期でも45.5万円/kWと高く、過去の下落トレンドに従って当該コストが下落するとした場合、ちょうど来年度（平成25年4月～6月期）に42.7万円/kW近辺になる。このため42.7万円/kWを計算基礎として採用することは、実態上も、高すぎることにならないこと。（参考1）。

【参考1】住宅用太陽光発電のシステム費用の推移



## ② 補助金額の控除

- 住宅用太陽光発電（10kW未満の太陽光発電）については、設置に際しての国や地方自治体からの補助金制度が存在する。このため、補助金の交付と固定価格での調達が多重の助成とならないよう、平成24年度調達価格の算定の際も、調達価格の算定に当たっては、当該補助額の控除を行った。このため、補助金額の調査を行ったところ、国の住宅用太陽光発電補助金制度の平成25年度の補助金額は2.0万円/kW、地方の補助金額の平均値は3.4万円/kWであることが判明した。平成25年度調達価格の算定の際は、これらの金額を前提とすることとした。

## ③ 運転維持費

- 運転維持費については、平成24年度調達価格の算定の際と比較し、コストが変化しているとの事実は確認できなかった。このため、平成24年度調達価格の算定に用いた運転維持費を据え置くこととした。

#### ④ IRRの考え方について

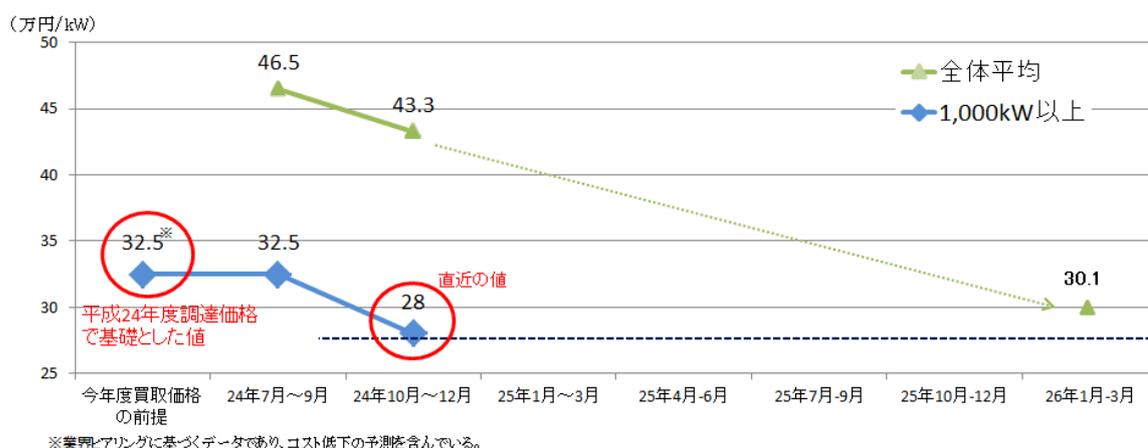
- 「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」のとりまとめにおいては、とりまとめの基本方針の一つとして、各事業者団体や事業者からヒアリングの際に提示された費用額を算定の基礎とする費用額の上限值とすることで合意した。
- 一方、10kW未満の太陽光発電のIRRについては、当該ヒアリングの際に、一般社団法人太陽光発電協会（以下単に「太陽光発電協会」という。）から、調達期間は従前の余剰電力買取制度との連続性等の観点から10年とする一方、IRRについては、住宅用太陽光発電は実態として20年程度稼働することが可能であることから、11年目以降20年目までは、発電した分を自家消費する等と見込んだ上で、20年間で3.2%のIRRを確保するとの考え方が示された。このため、委員会としては、あらかじめ合意した基本方針に沿って、太陽光発電協会の考え方を採用した。
- この点に関し、今回の審議の中では、11年目以降の収益は不明確であり、この太陽光発電協会の考え方では不適切であり、必ずしもIRR3.2%は保証されていないので、算定の考え方を改め、調達価格を引き上げるべきとの意見が、一名の委員から指摘されたため、この点について、議論を行った。
- これについては、以下の議論から、平成24年度におけるIRRの算定の考え方を引き続き踏襲すると判断することで合意した。
  - 第一に、従前の余剰電力買取制度においては、10kW未満の太陽光発電はその太宗が住宅用であり、IRRを保証するという考え方はなじまないとの指摘があったこと。
  - 第二に、当時は調達期間の10年間で初期投資費用を概ね回収できる水準に調達価格を設定するという考え方を基本としており、この考え方の下で制度の適用を受けている者との公平性を考えると、考え方を踏襲し、連続性を担保する必要があること。
  - 加えて、第三に、現在の調達価格の下でも10kW未満の太陽光発電の導入量は堅調に増加していることから、調達価格の低さが参入の障壁になっているとは考えにくいこと。

#### (2) 10kW以上

##### ① システム費用

- 平成24年度調達価格の算定に当たっては、システム費用について、ヒアリングを基に、当時の1,000kW以上の設備の平均費用である32.5万円/kWを算定の基礎として採用した。
- 現時点の最新データでは、1,000kW以上の設備の平均費用の当該データは、固定価格買取制度の適用を受けて運転開始した設備について、法令に基づき義務的に報告されたデータ（平成24年10月－12月期に運転開始設備のデータ）では、市場の創造等に伴い、28.0万円/kWにまで下落している。
- 一方で、太陽光発電のシステム費用がこのように下落しつつある現状に鑑みると、現時点で利用可能な最新データではあるが、平成24年10月－12月期のデータでは、平成25年度調達価格の算定の基礎とするには高すぎることにならないかとの指摘が委員の一名からあり、この点について討議を行った。
- この点については、以下2点の理由より、28.0万円/kWを採用することで妥当と判断し、委員会として合意した。
  - 第一に、平成24年度調達価格の算定の際の算定の基礎とする考え方を、制度施行後1年も経過しないうちに変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。
  - 第二に、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、平成24年度調達価格の算定の際は、10kW以上のシステム費用の中でもコストが安い「1,000kW以上」の場合のコストを採用した。しかしながら、10kW以上の平均コストは、平成24年10月－12月期でも43.3万円/kWと高く、過去の下落トレンドに従って当該コストが下落するとした場合、ちょうど来年度（平成26年1月－3月期）に30万円/kW近辺になる。このため28.0万円/kWを計算基礎として採用することは、実態上も、高すぎることにならないこと。（参考2）。

## 【参考2】非住宅用太陽光発電のシステム費用の推移



## ② 土地賃借料

- 平成24年度調達価格の算定に当たっては、土地賃借料について、ヒアリングを基に、150円/m<sup>2</sup>を算定の基礎として採用した。
- 今回収集したデータによれば、新規に運転開始している1,000kW以上の太陽光発電設備については、自己所有地を使用し、土地賃借料を必要としないものが多く、実績データの数は、限られていた。また、限られた数(7件)ではあるものの、土地賃借料を計上している設備に限って平均値を算出してみても、141円/m<sup>2</sup>と平成24年度調達価格の算定の根拠とした値と大きな乖離はなかった。
- 一方、現在建設中又は計画中の案件の中には、土地賃借料が150円/m<sup>2</sup>を上回るものもあるとの指摘もあるものの、法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、賃借料の変動については、さらなるデータの集積を待った上で評価することが適切と判断した。
- なお、自己所有地案件で土地賃借料が不要なケースでは想定以上に利潤が出ている案件もみられたが、自己所有地であっても、賃料相当分は機会費用として認識されるため、平成25年度調達価格の算定にあたって土地賃借料を計上しないとするのは、適切ではないと判断した。

## ③ 土地造成費

- 平成24年度調達価格の算定に当たっては、土地造成費について、ヒアリ

ングを基に0.15万円/kWを算定の基礎として採用した。

- 今回収集したデータによれば、実際に土地造成費がかかっているとの報告があった限られた案件を平均すると1.5万円/kWと平成24年度調達価格の前提よりも、相当高い土地造成費が必要になっていることが確認された。しかし、土地造成費がかかっているのは全体35件のうちの8件であり、かかっていない案件が太宗を占めている。
- 現在建設中又は計画中の案件では、土地造成費が必要になっているものが多くなってきているとの指摘もあるものの、法律では「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定められていることから、土地造成費の上昇状況については、さらなるデータの集積を待った上で評価することが適切と考えられる。

#### ④ 運転維持費

- 運転維持費については、法令に基づくデータの提出があつたいずれの設備も、まだ運転開始してから間もない案件ばかりであり、コストが変化しているとの事実は確認できなかった。このため、平成24年度調達価格の算定の基礎とした運転維持費を据え置くこととした。

#### ⑤ 10kW以上500kW未満の別区分化について

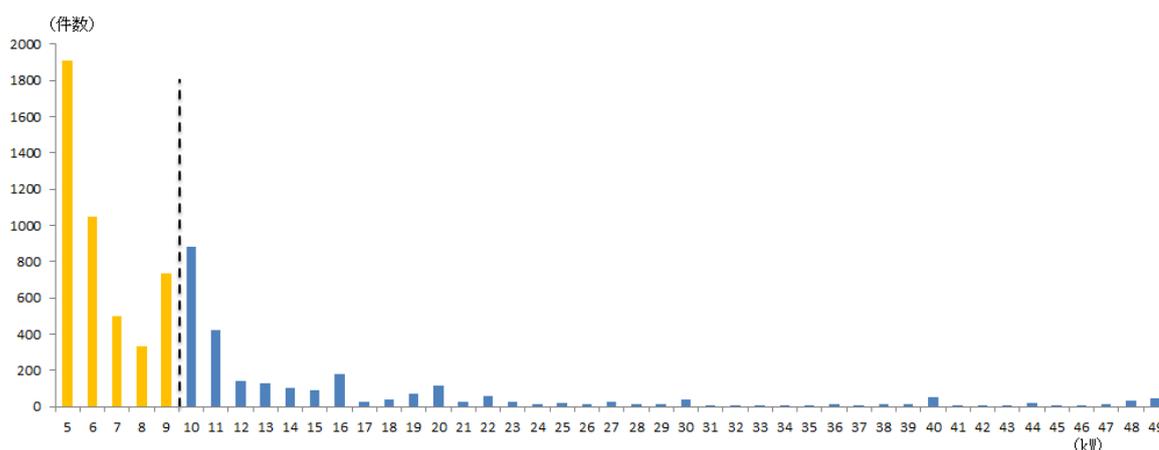
- 法律は、調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているため、非住宅用（10kW以上）の平成24年度調達価格の算定の際は、非住宅用（10kW以上）の太陽光発電のシステム費用の中でも、コストが低い「1,000kW以上」の場合のコスト（32.5万円/kW）をそのまま算定の基礎として採用した。
- このため、1,000kW未満の場合のシステム費用は、概してこれより高い。委員の一名からは、今回収集したデータによっても、10kW以上500kW未満の太陽光発電については、システム費用が平成24年度調達価格の基礎として採用した当時の「1,000kW以上」の場合のシステム費用（32.5万円/kW）よりも、平成24年10月－12月期においても、高い値となっている（参考3）ことから、この際、10kW以上500kW未満の出力規模について、別途の調達区分を設定し、これらの区分について、10kW以上500kW未満のより高いシステム費用を基礎とすべきではないか、との意見があつた。さらに、当該委員からは、

出力規模別の分布では10kW台に件数が集中している実態があるが（参考4）、当該委員の解釈としては、10kW台のシステムには、公民館、保育園などの公共的な施設の屋根を活用したケースがあり、こうしたケースでは実際にシステム費用が高く、現行の調達価格の設定の下で苦勞している実態もある、との指摘があった。このため、議論を行った。

【参考3】固定価格買取制度の適用を受けて平成24年10月～12月に運転開始した10kW以上500kW未満の設備のシステム費用の平均値

出力規模	システム費用（平均値）
10kW以上50kW未満	43.7万円/kW
50kW以上500kW未満	37.5万円/kW

【参考4】太陽光発電（10kW以上50kW未満）の出力規模別分布  
（固定価格買取制度の適用を受けて平成24年10月～12月に運転開始した設備）



■ この結果、以下の理由により、現状を前提として、10kW以上500kW未満のシステムを、別の調達区分として設定する必要は認められないという判断で合意した。

➤ 第一に、法律が調達価格の算定の基礎とする費用として、当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を定めているがゆえ、非住宅用（10kW以上）の平成24年度調達価格の算定の際は、非住宅用（10kW以上）の中でも、コストが低い「1,000kW以上」の場合のコスト（32.5万円/kW）をそのまま算定の基礎として採用することで委員会として合意したものであること。このため、新たな区分をもうけることは、平成24年度と同様にコストが低い「1,000kW以上」の場合のコストをそのまま算定

の基礎として採用する場合に比べれば、必ず、電力利用者の賦課金の負担額は上昇するものであること。この点は、法律が当該供給が「効率的に」実施される場合に通常要すると認められる費用を基礎とするよう定めており、かつ、賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう定めていること、との関係で、どのように考えるかは整理が必要との論点提起が事務局よりあった。

- 第二に、制度施行後1年を経過しないうちに、上記考え方を変更することは、事業者の予測可能性を損なうおそれがあること。
- 第三に、(参考4)を見ると、特に10kW、11kWに申請件数が集中しており、これは、当該委員の解釈とは異なるが、10kW以上になると、調達期間20年間での全量売電が可能になることから、何とか10kW以上の規模にしようとするバイアスが働いたためとも推測され、仮にその場合は、この部分を別の調達区分とし、他より高い調達価格を設定すると、本区分に案件が集中するバイアスを一層加速し、さらに賦課金の負担を大きくする可能性があること。
- 第四に、一般に、出力規模別の区分を細分化すれば、相対的に高めの調達価格区分へのシフトをむやみに誘発し、発電の効率化努力が促されないこと。また、法律が、施行後3年間、例外的に、利潤に特に配慮することを求めている点に関して、平成25年度調達価格算定の際においても、引き続きIRRを高めに維持していることで、対応していること。
- 第五に、10kW以上500kW未満の設備に集中するバイアスが相対的に強くなる結果、10kW未満の設備との関係で不公平感を助長するおそれがある等の意見があった。
- 最後に、実態論として、現行の調達区分設定の下でも、10kW以上500kW未満の設備に、現にこれだけ多くの申請件数があることは、実態上、区分が別になっていないことが、全体としては、このカテゴリーへの致命的な参入障壁になっていないこと。

## 2. 風力

### (1) 20kW以上

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は2件のみであった。
- 大型風力の場合、事前調査や環境アセスメント等で運転開始までに4～7年程度を要するため、現時点では固定価格買取制度施行前から準備を進めていた案件のみが運転開始に至っている状況である。
- 一方、環境アセスメントを終了するなど、建設段階にある案件が10件程度、また、環境アセスメント手続中のものが70件程度存在しており、今後こうした案件が順次運転開始していくことが見込まれる。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。
- なお、新規運転開始した2件のコストの実績データを見ると、建設費の平均は30.9万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費（30.0万円/kW）とほぼ同水準であることが確認された。

	建設費
平成24年度調達価格の想定	30.0万円/kW
固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始設備	30.9万円/kW（平均値） ※データ数：2件

### (2) 20kW未満

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績はゼロ件であった。
- 小型風力については、固定価格買取制度の適用を受けるためには、風力発電設備について安全性や品質に関する第三者認証を必要としている。現時点では、一部、認証を取得したものが出来たところであるが、多くは、小型風力発電メーカー各社が自社製品について当該認証プロセスを実施しているか、又は、認証に必要なデータを収集しているところであり、固定価格買取制度の適用を受けて新規に運転開始する案件が今後出てくることが見込まれる。

- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はゼロ件であるため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

### (3) 洋上風力

- 洋上風力発電については、「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」において、「洋上風力に係るコストデータが把握可能となった時点で、（陸上風力とは）別途の区分を設けることも含めて、再検討を行う」こととされているが、現時点では、国が実証事業を引き続き実施している段階にあり、民間事業者が実施した場合のコストデータを把握できる状態に至っていない。
- 洋上風力については、現在でも、「風力（20kW以上）」の区分での買取が可能であるが、洋上風力の調達価格について、陸上風力と別途の区分を設ける場合には、陸上風力よりも高い調達価格となることが想定される。賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、法律は調達価格の算定に当たって「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定めており、コストデータが正確に把握できていない現時点で高い調達価格を設定することはこうした法律の趣旨に適合しない。
- このため、洋上風力については、現時点においては陸上風力と別途の区分を設けることとはせず、国による実証事業等を通じて、引き続きコストデータの把握に努めることとした。

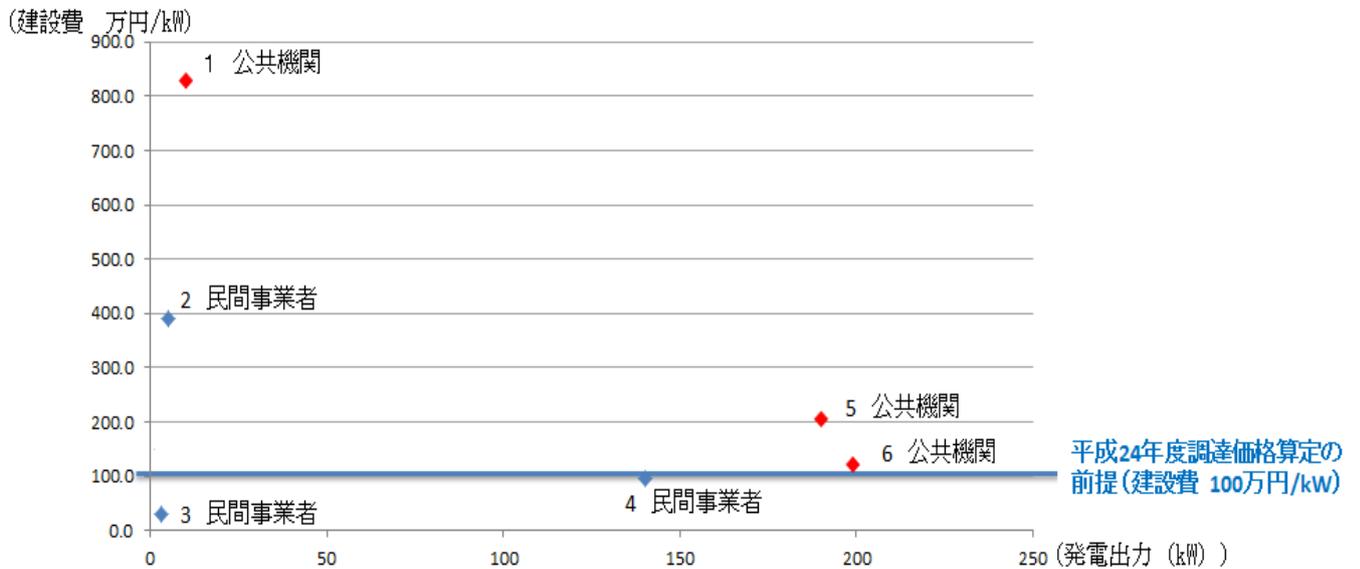
### 3. 地熱

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は大規模地熱発電についても小規模地熱発電（バイナリー発電）についてもゼロ件であった。
- 固定価格買取制度の施行を受け、地熱発電の開発機運は高まっているが、大規模の地熱発電については、開発に10年程度を要するため、現時点では運転開始に至っている案件は出てきていない。一方、現在開発が進行中の案件としては、地表調査・掘削調査実施中のものが8件、探査段階にあるものが1件、環境アセスメント実施中のものが1件の計10件となっている。また、これに加え、開発前の地元理解に取り組んでいる案件が非公表のものも含め複数存在している。実際に第一号案件が運転開始に至るのは、早くとも概ね7，8年後以降となる見通しである。
- 小規模の地熱発電については、バイナリー発電技術を活用した温泉発電等の計画が数件進行している。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はゼロ件であるため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。

#### 4. 中小水力

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、200kW未満の区分で6件、200kW以上1,000kW未満及び1,000kW以上の区分ではゼロ件であった。
- 中小水力発電の場合、事業化に向けた最も初期の段階として1～2年程度をかけて、河川流量等の把握のための調査や水利使用のための行政手続等を実施することが一般的であり、現時点ではこの段階にある案件が多い。
- また、固定価格買取制度の開始により、従来は採算性の観点から開発を見送っていた案件の見直しや、中小水力発電の開発に向けた地域での協議会の設立など、開発に向けた動きが活発化している。さらに、固定価格買取制度の開始を受け、老朽化した発電設備を改修して、事業の継続を見直す事業者が増加している。
- このため、今後、2～3年程度経過すれば、現在初期段階にある案件が運転開始にまで至ることが見込まれる。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。
- なお、新規運転開始した6件のコストの実績データの内訳は、公共機関が事業主体である案件が3件、民間事業者が事業主体である案件が3件であり、それぞれの建設費の水準を見ると、公共機関が事業主体である案件については民間事業者が事業主体である案件に比して総じてコストが高いことが確認された（参考5）。

【参考5】中小水力発電（200kW未満）の建設費データ



- 平成24年度調達価格の算定に当たっては、公共機関が事業主体である案件についてはコストが高いため、民間事業者が事業主体である案件を基礎とした。今回の審議においても同様の傾向が認められるため、引き続き民間事業者が事業主体である案件を調達価格算定の前提とすべきである。
- なお、今回得られたデータのうち、民間事業者が事業主体である3件に関しては、中央値（96万円/kW）では、平成24年度調達価格の算定の基礎となっている建設費の水準（100万円/kW）と同水準であることが確認された。

	建設費
平成24年度調達価格の想定	100万円/kW
固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始設備（民間事業者）	96万円/kW（中央値） ※データ数: 3件(幅31～390万円/kW)

## 5. バイオマス

### (1) 木質バイオマス（未利用木材、一般木材、リサイクル木材）

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、1件のみであった。
- この1件以外にも、全国各地で計画が進行しているが、現時点では木材の安定的な収集ルート of 構築等について検討を行っているものが多い。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。
- 審議の中では、小規模設備向けの調達区分を設定してはどうかとの意見も一名の委員からあったが、新規運転開始実績は1件のみであり、詳細なコストデータが十分に把握できている段階ではない。法律は、賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定められていることから、コストデータがきちんと把握できていない現時点で、別区分を設けて調達価格を設定することは適切ではないと判断した。加えて、現在の調達価格を前提に設備認定を申請中・相談中の案件の中には265kWや2500kWといった比較的規模の小さい設備も存在していることから、必ずしも現在の調達価格の設定で、こうした規模の事業が実施できないと判断することは困難である。
- なお、新規運転開始した1件のコストの実績データを見ると、建設費が39.4万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費（41.0万円/kW）とほぼ同水準であることが確認された。

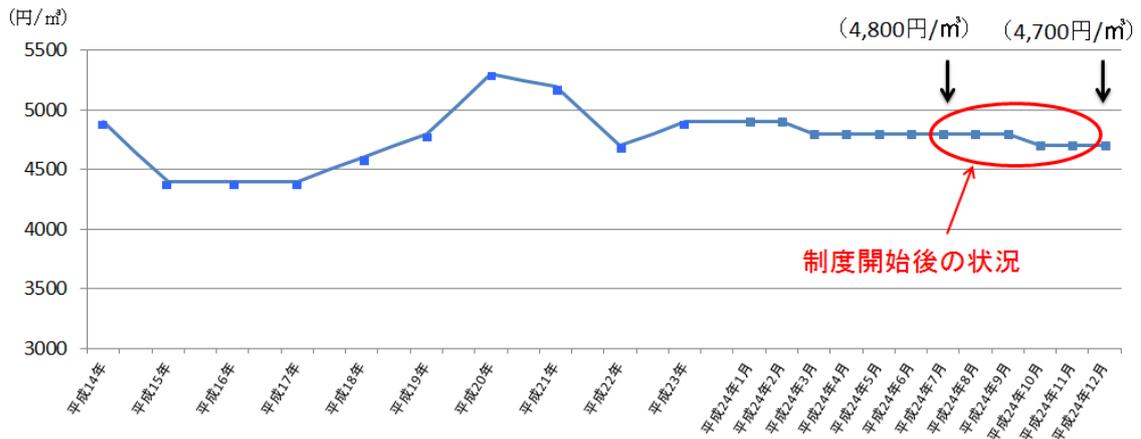
	建設費
平成24年度調達価格の想定	41.0万円/kW
固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始設備	39.4万円/kW

※データ数：1件

- また、木質バイオマス発電向けの燃料費の動向を確認すべきとの指摘が一名の委員からあったが、現在のところ新規運転開始実績は1件のみであり、バイオマス燃料費の実績について十分なデータが集まっておらず、また、木質バイオマス発電向けの燃料用木材チップ価格についての公式統計も存在していない。このため、1つの参考指標として、製紙用の木材チップの原料価格（針葉樹丸太の価格）の動向を確認してみたところ、固定価格買

取制度施行時点（平成24年7月）では4,800円/m<sup>3</sup>であったものが、平成24年12月では4,700円/m<sup>3</sup>となっていた（参考6）。この変動幅は、過去の変動幅と比しても大きなものではなく、固定価格買取制度の施行以後、現時点でバイオマス発電の燃料費が大きく変化しているという事実は確認できなかった。このため、燃料費が大きく変動していると推認させる事実はないものと判断した。

【参考6】製紙用の木材チップの原料価格の推移



（出典）『農林水産統計』（農水省）木材チップ用素材価格（針葉樹丸太）

## （2） 廃棄物系バイオマス

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、3件のみであった。
- この3件以外にも、清掃工場の建て替えに伴い新たに発電設備を設置する案件が数件計画されている。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。
- なお、新規運転開始した3件のコストの実績データを見ると、建設費の平均値は40.0万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費（31.4万円/kW）に比してやや高めとなっているが、3件の中には平成24年度調達価格算定の前提並の建設費で実施している案件（33.9万円/kW）も存在していることが確認された。

	建設費
平成24年度調達価格の想定	31.4万円/kW
固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始設備	40.0万円/kW (平均値) ※データ数: 3件 (33.9~46.5万円/kW)

### (3) メタン発酵バイオガス

- 今回の審議時点においては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は、1件のみであった。
- この1件以外にも、家畜糞尿を活用したメタン発酵バイオガス発電が主に北海道を中心に10数件計画されている。また、食品廃棄物や下水汚泥を活用したメタン発酵バイオガス発電についても計画中のものが存在している。
- いずれにせよ、これまでの新規運転開始実績はほとんどないため、調達価格算定の前提となっているコストを見直す根拠に乏しい。このため、平成25年度調達価格については、平成24年度調達価格を据え置くこととした。
- なお、新規運転開始した1件のコストの実績データを見ると、建設費が427万円/kWと、平成24年度調達価格算定の前提である建設費（392万円/kW）に比してやや高めとなっているが、1件のみのデータであり、一般化することはできない。

	建設費
平成24年度調達価格の想定	392万円/kW
固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始設備	427万円/kW ※データ数: 1件

#### **IV. 結論**

以上を踏まえ、平成25年度調達価格及び調達期間に関する当委員会の意見を別添のとおり取りまとめた。

# 平成25年度調達価格及び調達期間についての調達価格等算定委員会案

## ①太陽光発電(10kW未満):

			平成24年度調達価格	平成25年度調達価格(案)
調達価格			42円/kWh	38円/kWh
資本費	システム単価		46.6万円/kW (平成24年1~3月期の新築設置平均)	42.7万円/kW (平成24年10~12月期の新築設置平均)
	補助金		国 : 3.5万円/kW 地方 : 3.8万円/kW	国 : 2.0万円/kW 地方 : 3.4万円/kW
運転維持費	修繕費		建設費の1%/年	今年度の前提を据え置き
	諸費			
IRR			3.2%	今年度の前提を据え置き
調達期間			10年	10年

## ②太陽光発電(10kW以上):

			平成24年度調達価格	平成25年度調達価格(案)
調達価格			40円/kWh(税抜) 42円/kWh(税込)	36円/kWh(税抜) 37.8円/kWh(税込)
資本費	システム単価		32.5 万円/kW	28.0 万円/kW
	土地造成費		0.15 万円/kW	今年度の前提を据え置き
運転維持費	土地賃借料		年間150円/m <sup>2</sup>	今年度の前提を据え置き
	修繕費		建設費の1.6%/年	今年度の前提を据え置き
	諸費			
	一般管理費		修繕費・諸費の14%/年	今年度の前提を据え置き
	人件費		300万円/年	今年度の前提を据え置き
IRR			6.0%	今年度の前提を据え置き
調達期間			20年	20年

## ③太陽光発電以外(風力、地熱、中小水力、バイオマス):平成24年度調達価格及び調達期間をそのまま据え置き